

● 学生生活

1. 授業料・奨学金

(1) 授業料納付

授業料の納付方法は、入学時に届出のあった金融機関の預金口座から引き落として納入（代行納付）します。学内での金銭の紛失等の事故を未然に防ぐ意味から、原則として全員が代行納付の手続きをしてください。

預金口座からの授業料の引き落としは、毎年2回、前期分が4月に、後期分が10月に行われますので、余裕を持ってその月の20日前後までに入金しておいてください。詳細については、工学部経理課経理係（電話022-795-5827）にお問い合わせください。

(2) 授業料の免除、徴収猶予、月割分納

経済的理由により、授業料の納付が困難で学業成績が優秀である者に対し、願い出により選考の上、当該年度前期分若しくは後期分授業料の全額、半額又は3分の1の額を免除することがあります。

免除申請用紙の配付は、例年2月上旬（前期分）と8月上旬（後期分）の2回あり、掲示によりお知らせします。徴収猶予・月割分納の申請については、授業料免除の申請時期に併せて受け付けます。

(3) 奨学金

奨学金制度には、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び民間団体等によるものがあります。

① 日本学生支援機構奨学金

1, 2年次を対象とした募集は、例年4月上旬に行っています。

3年次以上を対象とした募集については、その都度学務情報システムお知らせ機能及び各掲示板にてお知らせします。

② 地方公共団体、民間団体等

募集については、その都度学務情報システムお知らせ機能及び各掲示板にてお知らせします。

2. 健康

(1) 保健管理センター

保健管理センターは、学生の健康を保持し、更に増進することを目的として、健康に関する種々の業務を行っています。

保健管理センターには、川内北キャンパスのほか片平保健室、医・歯学部保健室、工学部保健室及び農学部保健室があり、健康相談及び診療を行っています。身体的・精神的な健康に関する疑問、悩みごと、心配ごとなどがあれば遠慮なく来所してください。

保健管理センター URL: <http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

① 専門医による健康相談

相談希望者は、予約の上、来室してください。

相談項目	相談日	相談時間	相談場所
消化器疾患	月・木	9:30～11:30	保健管理センター 川内北キャンパス 022-795-7829
メンタルヘルス	火・木・金	9:30～11:30 (火・木・金) 13:00～16:00 (火・金)	
生活習慣関連疾患	火	9:30～11:30	
循環器疾患	木	9:30～11:30	
禁煙外来	火	13:00～16:15	

② 健康相談及び診療（内科，外科，メンタルヘルス，歯科）

受付時間 平日 午前9：00～11：30 午後1：00～4：15

（メンタルヘルスは午前9：30～11：30 午後1：00～4：00）

保 健 （電話 市外局番 022）	健康相談日	学医による健康相談・診療	
		科 別	相 談・診 療 日
保健管理センター （川内北キャンパス） 電話 795-7829 歯科電話 795-7830	月～金 （午前・午後）	内 科	月～金（午前・午後）
		外 科	水（午前）・月～金（午後）
		メンタルヘルス※	火・木（午前）・金
		歯 科※	月（午後）・火・金（午前）
片平保健室 電話 217-5022	金 （午 後）	内 科	金（午後）
医・歯学部保健室 電話 717-8192	木 （午 後）	内 科	木（午後）
工学部保健室 電話 795-3667	火 （午 後）	内 科	火（午後）
農学部保健室 電話 757-4036	月・水 （午後）	内 科	月・水（午後）

※要予約

③ 食生活相談

親元を離れた生活は、嗜好のおもむくままの偏食になりがちです。食生活の欠陥は、将来の健康に悪影響を及ぼす原因になります。偏った食生活の改善のための一助として、栄養診断や補食・外食のとり方、合宿時の献立等について、栄養士が相談に応じていますので、気軽に相談してください。（要予約）
電話 022-795-7836

④ 定期健康診断

4月に学部1年生，5月に全学生（学部1年生を除く），10月，11月に秋季入学者を対象として，健康診断を行いますので，必ず受診してください。詳細については，掲示及び保健管理センターのウェブサイトで確認してください。

健康診断を受診していないと，健康診断証明書を発行することができません。

なお，定期健康診断時に教育実習，休・留学等やむを得ない事情等により受診することができない場合には保健管理センター（022-795-7829）にご相談ください。

受付時間 平日 午前8:45～午後4:45

保健管理センター URL: <http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

⑤ 特殊健康診断

放射線，有機溶剤・特化物，VDT取扱学生に対して，特殊健康診断を行っていますので，該当の方は受診してください。

詳細については，掲示及び保健管理センターのウェブサイトを確認してください。

保健管理センター URL: <http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

⑥ 健康診断証明書の発行（定期健康診断を受けた学生が対象）

進学・就職及び奨学金等の申請に必要な健康診断証明書は，保健管理センター（川内北キャンパス）で発行しています。電話での申し込みは受け付けません。

なお，提出先から証明書用紙を指定されている場合や診断項目によっては発行できない場合があります。

(2) 学生相談・特別支援センター

学生相談・特別支援センターでは、みなさんのこころ豊かな学生生活をサポートしています。大学生活を送る中でさまざまなことに悩み、不安を感じることもあるかもしれません。そんなとき、どうぞ気軽な気持ちでご利用ください。

相談内容についての秘密は厳密に守られますので、安心してご相談ください。

学生相談・特別支援センター URL: <http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

○相談したいとき

学生相談・特別支援センターには、学生相談所（学生相談部門）と特別支援室（障害学生支援部門）があります。相談内容に応じてご利用ください。

ご本人のみならず、ご家族、教職員、ご友人など、関係者の方からの相談にも対応しています。

・学生相談所

学生相談所では、学業、将来の進路、人間関係、性格、こころの健康など、学生生活を送る上でのさまざまなことに関して、専門のスタッフ（臨床心理士）が相談に応じます。必要に応じて、より適切な相談機関や窓口、教員などを紹介することもあります。

・特別支援室

特別支援室では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、精神障害など、障害のある（あるいは、障害があると思われる）学生の相談・支援を行っています。

修学・生活上の困りごと、つまずきなどを感じている方はどうぞご相談ください。専門の相談員がサポートいたします。相談内容に応じて、学内の関連部署との連絡や調整、支援ネットワークづくりのコーディネートなども行っています。また、修学上の合理的配慮を希望している方もどうぞご相談ください。

○利用方法

学生相談・特別支援センターに直接お越しいただくか、電話や電子メールにて予約をお取りください。

事前にご連絡いただき、予約を取っていただいた方がスムーズに相談することができます。

○所在地 〒980-8576 仙台市青葉区川内41（川内北キャンパス）

○連絡先

・学生相談所 TEL：022-795-7833

E-mail：gakuso*ihe.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください）

・特別支援室 TEL：022-795-7696

E-mail：t-sien*ihe.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください）

○相談できる時間帯 月曜日～金曜日 9:30～17:00（祝日および年末年始はお休みです）

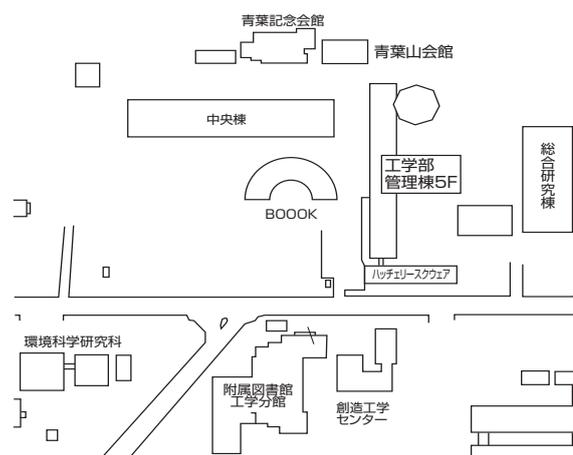
(3) 工学部・工学研究科の学生相談施設

工学部・工学研究科では、学部学生及び大学院学生を対象として「各系学生支援室」「カウンセリングルーム」を設けております（工学部管理棟5F）。工学部及び工学研究科での修学上及び生活上の問題や悩みが生じたときには、できるだけ早く相談してください。

相談内容は原則として秘密事項として取り扱われますが、相談員のみでは解決できない事柄については、各学科又は専攻の教務委員の先生や関連の委員会などと協議して、相談に沿うようにいたします。

学生支援室等の開室時間・連絡先等の詳細は工学部ウェブサイトの「訪問者別」→「在学生の方へ」→「学生相談」より確認してください。事前に「電話」・「FAX」又は「Eメール」等で相談室に連絡し、相談員と面談予約をしてください。

URL:<https://www.eng.tohoku.ac.jp/v-student/common/counseling.html>



(平成29年4月現在)

3. 事故防止

(1) 事故の種類と原因

大学に入ると、専門教育との関連で授業における実験・実習が多くなり、また各人の居住環境の変化や課外・サークル活動に伴い、行動半径も広がります。それだけに、学内外で様々な災害や事故に遭遇する可能性があり、どのような事故が起こっているのかを良く知っておく必要があります。防止対策を含めてまとめられている「安全マニュアル」を熟読するとともに、各学科・系ごとの安全教育に進んで参加してください。

以下はその要約です。

① 授業（実験・実習）中や研究中の事故

実験・実習では不慣れな機器や薬品を用いることが多く、また研究では未知の領域を対象とすることが多いため、扱い方を間違えると、身体的に重大な障害を被ったり、他人を巻き込む恐れのある爆発や火災事故にもなりかねません。したがって常に不測の事態を想定し、安全についての十分な配慮が必要です。

授業中に起きた事故のため診療が必要な場合は、東北大学病院において学部負担で診療を受けることができます（学部長の発行する証明書が必要）ので、事故後すぐ教務課学生支援係に申し出てください。

② 課外活動中の事故

学友会の行事やサークル活動など課外活動に積極的に参加することは、人間形成の面でも大切なことです。しかし、本学では課外活動施設や練習場が市内各所に分散しているため、その往復にバイクや自家用車などを使用している場合が少なくないようです。そのため、本来のスポーツなどによる事故とともに、交通事故も増加しています。

課外活動などにおいて、いわゆる「イッキ飲み」による急性アルコール中毒など、分別をわきまえない事故もあとを絶ちません。ちょっとした軽い気持ちの悪ふざけでも重大な過失につながります。「イッキ飲み」を他人へ強要することも、絶対に止めましょう。

③ 通学途中の事故

青葉山地区では、キャンパス内を市道が通り、交通量が多く、しかも傾斜がきついカーブもあり、交通事故が多発しやすい状況になっています。

仙台では、冬季は道路がしばしば部分的に凍結状態となり、また降雪による事故も生じます。対策と

しての融雪剤が逆にスリップ事故の元になることもあります。特に青葉山地区では、冬季の道路状況が悪いことを十分頭に入れておく必要があります。

④ 私生活上の事故

社会の多様化に伴って、以上のようないわゆる事故とは別に、私生活上の各種トラブルや事件に巻き込まれる例も、最近多くなっています。

(2) 事故防止の対策

本学は、学生の自主性を尊重しており、そこには自ずと自己責任を伴います。それが、“at your own risk”の精神です。しかし、危険を予知し事故防止に注意を払うことは、工学を学ぶ者として最も基本的なことです。事故に対する自己責任の原則を念頭に入れて、平常から安全に留意し、事故を未然に防ぐ心構えを持つことがなによりも大切です。

① 実 験

実験では、まず服装にも注意を払わなければなりません。例えば、肌を露出しないとか、不必要な飾りの着いた服を着用しないとか、安全に対する常識が必要です。裾が機械に巻き込まれた例もあります。歩く場合にも、機械・器具に触れないように、また、薬品などを転倒させないように注意してください。ガラス器具一つをとっても大ケガをすることがありますし、破裂・爆発を伴うときには、重傷や失明など大事故にもつながります。目の損傷を受けた事故では、保護メガネを着用していれば防ぐことができたものが大部分です。ちょっとしたことでも気を抜かない用心深さが必要です。

② 交 通 事 故

一方、最近の交通事故では、被害者としてのケースとともに加害者としてのケースが多く報告されています。加害者になると一般社会人として責任が問われることになり、場合によっては、学部の教員や両親が呼び出されるなど、多くの人に迷惑をかけることになります。本学ではキャンパスへの自家用車での通学には制限を設けておりますが、バイクや自転車での通学も多く、登校時には交通が特に混雑しますので、キャンパス内の交通規制を守り、また安全確認にはくれぐれも細心の注意を払ってください。

冬季間の車での通学には、積雪・凍結に対してチェーンやスタッドレスタイヤ等の装備着用を必ず行ってください。一方、降雪時のバイク・自転車による通学は事故の元であり、厳に謹んでください。降雨時、交差点や曲がり角では、特にスピードの出し過ぎに気をつけましょう。見た目には大丈夫そうでも路面がアイスバーンに変わっているときもあります。

なお、事故や災害については、「安全マニュアル」や「学生生活案内」も参考にしてください。研究で特殊装置に携わる場合は、関連の安全講習会も積極的に受講してください。

(3) 事故発生時の措置

実験や研究などにおいて、万一事故が起こった場合には、すぐに大きな声で周りの人の注意を引くことが大切です。周りの人の助けが得られることと、周りの人を事故に巻き込まないようにするためです。事故があまり大きくないと思われても、必ず他の人に知らせ、複数の人の判断で対処しましょう。一人だけの判断は得てして事故を大きくし、危険性を増すことがあります。

事故における対処の原則は、まず危険物を遠ざけ、避難路を確保する。事故の程度が大規模でなく、安全が確認できたなら、消火活動などの事故に対する措置をとる。一次措置により、事故現場を離れられる

ことが確認できたときには、直ちに教員・職員に連絡し、その後の措置についての判断を仰ぐ。そばに人がいたら連絡係を頼むなど、役割分担をして、迅速な処置を行いましょう。

もし事故で負傷者等の患者がでたならば、次のような点に留意して処置します。

- a. 患者を寝かせる（ショックで倒れるのを防ぐ）。顔が紅潮しているときは頭を少し下げ、嘔吐があるときには顔を横に向かせる。
- b. 出血、火傷、骨折等の症状を見落とさないよう調べる。大出血、呼吸停止、中毒については早急な措置が必要。
- c. 被服類を除去する必要があるときには、無理に脱がせず、被服を切り取る。
- d. 患者をむやみに動かさず、温かく保つ。
- e. 意識不明の患者に水その他のものを飲ませない。
- f. 本人に負傷を見せないようにして元気づけ、見物人を遠ざける。

また負傷者がでたときには、保健管理センターに連絡をとり、処置を受けてください。緊急の場合には、東北大学病院高度救命救急センターに連絡し、処置を受けるとともに保健管理センターに連絡してください。授業中に起きた事故のために診療が必要なときには、東北大学病院において所属学部で診療を受けることができます。（学部長の発行する証明書が必要）教務課学生支援係に申し出て証明書を取得してください。

事故が発生したときには、教員の処置を仰ぎ、消防署・病院への連絡を頼むことが原則です。ただし、直ちに教員に連絡が取れない状況で、かつ生命に係わると判断された場合には、学生が119番へ通報してください。

震災などの大きな災害が発生したときには、安否をできるだけ速やかに教員や所属学科事務室に連絡することが必要です。大学側から安否を確認する緊急連絡網が用意されているので、連絡網については各自確認しておいてください。

工学部では安全向上に役立てることを目的として、勉強中や通学中の事故や災害（幸い被害が生じなかったヒヤリ・ハット状況を含む）の事例を蓄積していますので、「安全マニュアル」の「ヒヤリ・ハット、事故事例」を一読するとともに、このような経験をしたときは、所属学科事務室に報告してください。

また、事故以外の様々な盗難やトラブルもあるかもしれません。そのようなときは学生相談・特別支援センターを利用してください。

(4) 東北大学病院への救急優先搬送について

本学学生が、本学の仙台市各キャンパス周辺において交通事故の当事者となり、救急搬送を要する際は、東北大学病院高度救命救急センターが優先的に受け入れます。

ついては、大学病院への救急搬送にあたっては、次の点に留意してください。

1. 重度の事故などで自ら意思表示できない場合に備え、学生証等東北大生であることを証明できるものを携行すること。
2. 本学学友の重度の事故に直面した際なども、救急隊員に大学病院への搬送をお願いすること。
3. 搬送先に特段の要望が無い場合は、搬送先を大学病院としてもらうよう、救急隊員に願い出ること。

（注）なお、けが等の状況や救急事情によっては大学病院に搬送されない場合もあります。

(5) 災害補償制度

- ① 学研災（学生教育研究災害傷害保険）・学研賠（学生教育研究賠償責任保険）・インバウンド付帯学総（外国人留学生対象）

正課授業中や通学中の事故、学内外活動中の事故など、予期することのできない事故に備えて、工学部では学研災（学生教育研究災害傷害保険）（「通学中等傷害危険担保特約」を含む）・学研賠（学生教

育研究賠償責任保険※日本人学生対象) またはインバウンド付帯学総 (※外国人留学生対象) への加入を全学生に義務付けております。

- 学研災 (学生教育研究災害傷害保険) とは?
正課中, 学校行事中, 学校施設内にいる間, 課外活動 (クラブ活動) 中, 通学中, 学校施設等相互移動中の事故に対して給付を行う保険です。
【参考 URL】 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/>
- 学研賠 (学生教育研究賠償責任保険) とは? ※日本人学生対象
正課中, 学校行事中, 課外活動中 (注「課外活動」の定義に注意。下記 URL より必ず確認のこと。) 又はその往復で他人にケガを負わせたり, 他人の財物を損壊した事により被る法律上の損害賠償を補償する保険です。
【参考 URL】 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>
- インバウンド付帯学総 (留学生向け学研災付帯学生生活総合保険) とは? ※外国人留学生対象
海外からの留学生が安心して日本での留学生生活を送れるように, 留学期間 (プライベートを含む) に発生したケガ, 病気, 事故の賠償責任等を補償する保険で, 留学期間に合わせ月単位で加入できます。この保険は学研災に加入した留学生が加入対象者であり, この保険に加入した場合は学研賠に加入する必要はありません。
【参考 URL】 <https://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/studentlife/11/studentlife1101/>

学研災・学研賠およびインバウンド付帯学総 (外国人留学生対象) には入学時に加入を義務付けておりますが, 未加入の方は, 至急加入してください。なお, 払込用紙およびパンフレットは学生支援係, 各系事務室教務係, 川内北キャンパスの学生支援課生活支援係窓口にもあります。

② 付帯海学 (学研災付帯海外留学保険)

東北大学が承認した派遣留学や, 学会参加等を用務とする出張中の病気や事故に対して給付を行う保険です。渡航の1ヶ月前までの申込が必要です。学研災に加入している全学生 (※) が対象となります。
※ 「航空券及び宿泊先の手配の関係上, 旅行会社が指定する海外旅行保険に加入した場合」, 「留学先 (受入機関) や留学プログラム主催団体が海外旅行保険を指定する場合」は加入不要です。

【参考 URL】 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/futaikaigaku.htm>

海外渡航することが決まりましたら, 工学部教務課学生支援係窓口又は各系教務窓口で加入申込書を受け取り, 記載の上, 留学等する1ヶ月前までに川内北キャンパスの学生支援課生活支援係へ提出してください。その後, 保険会社から加入料振込取扱票が申込者へ送付されますので, 速やかに加入料を保険会社へ振込み, 受領印押印済みの振替払込請求書兼受領証を学生支援課生活支援係へ提出し, 当係で保険証書等を受領してください。

なお, 海外渡航が付帯海学申込締切日 (渡航の1ヶ月前) の後に決まった場合においても, 必ず何らかの海外旅行保険に各自加入してください。

(注) 付帯海学は既往症には対応しておりません (平成29年4月現在)。持病をお持ちの方は, 既往症対応の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

◎ 海外旅行保険加入の重要性について

学生の皆さんの中には、留学、学会や国際会議への出席などで、しばしば海外に行かれる方も多いことでしょう。

万一海外で病気や怪我で病院にかかった場合、海外では医療費が高額であることに加え、救急車が有料であったりします。さらには家族を海外の入院先に呼びよせたり、チャーター機で日本へ搬送されたりすると、支払う医療費が大変な高額になることがあります。

日本における現在の社会保険制度では、海外での医療費について社会保険が効きます。しかし、社会保険から支払われる海外医療費は、日本で治療を受けた場合の医療費の水準で算定されるため、例えば、医療費が日本と比べてはるかに高額になる国においては、その差額を自己負担で支払わなければならない、その負担額が大変な高額となる場合があります。

そこで、海外旅行者にとって必要不可欠となるのが「海外旅行保険」です。海外旅行保険は、旅行者が病気や怪我のために支払った医療費を補償するものです。

突然の事故や病気はいつ襲ってくるか分かりません。万一の事態に備えて、海外に旅行する場合は、必ず付帯海学やその他の海外旅行保険に加入するようにしてください。

【注意】

1. 付帯海学を含む海外旅行保険は、本学部・研究科が包括で加入している、本学部・研究科が主催する企画に係る一部の旅行の場合を除き、原則学生の皆さんが各自加入、各自保険料負担となりますので、注意してください。
2. 学研災（学生教育研究災害傷害保険）は疾病には不適用であり、負傷に対しても当保険の適用条件が限られているため、その観点からも海外旅行者は付帯海学を含む海外旅行保険に別途加入が必要となります。
3. クレジットカード付帯保険を含め、海外旅行保険には高額な医療費に対応できないものがあるので、保険に加入前には必ず補償内容を確認しましょう。
4. 持病を有する方は、保険に加入できない、もしくは加入できても持病の発症に対して補償されない場合がほとんどです。しかし、中には持病に対応する保険もありますので、該当する方は持病対応の保険への加入をお勧めします。
5. 海外旅行保険は病気や怪我の補償のほか、ほとんどの場合、死亡、後遺障害、賠償責任等への補償にも対応しています。また一部に携行品の損害を補償する保険もあります（なお、付帯海学は携行品損害への保償有りです）。

(6) 事故の例

報告されている工学部・工学研究科学生に関する事故の中でも、交通事故は高い割合を占めています。交通事故の中身を見ると、学生のバイクによる接触・衝突・転倒事故が多く、骨折や内臓出血などの重傷も少なくありません。

交通事故以外では、コンパでの飲みすぎで警察にお世話になった例もあります。くれぐれも酒は飲んでも、飲まれないようにしましょう。

(7) 東北大学工学研究科・工学部学生の事故対応指針

（目的及び運用上の注意）

第1条 この指針は、工学研究科・工学部構内（未来科学技術共同研究センターを含む）で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が学部学生、大学院学生、研究生等（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、

その処理を円滑に進めることを目的とする。

2 本研究科・本学部の学生は、本研究科・本学部構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。

3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来たすことのないよう留意しなければならない。

(火災)

第2条 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近隣の研究室等に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体の安全確保が可能なときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るものとする。

また、速やかに、最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(人の死傷)

第3条 学生が人の死傷に関わる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るものとする。また、速やかに、最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(物損事故)

第4条 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに教職員、最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(盗難)

第5条 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線5840・4631）に通報するものとする。

(警察への通報)

第6条 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断したときは、自ら、警察に通報するものとする。

(注：警察への緊急電話番号は110番、救急車要請電話番号は119番、内線使用の場合は0発信)

4. 不正行為、防犯、犯罪行為等

大学生活になじむにつれて、大学の自由な雰囲気気持がゆるみがちです。当然のことながら、自由な環境というものは各個人の良識ある行動に支えられて維持できるものです。その意味でも、以下のような不正や犯罪の当事者にならないよう、またまき込まれるような心のすきを作らぬよう意識して行動してほしいものです。

(1) 試験における不正行為

試験における不正行為は、絶対に行わないこと。不正行為を行った者は、東北大学学部通則第29条第1項に定める懲戒処分の対象となるほか、当該セメスターに履修したすべての科目が無効となります。また、試験は、教科書やノートなどの持ち込みを可とするものや、筆記用具以外はすべて不可とするものなど、科目によって異なります。試験科目ごとに教員の指示をよく把握しておくことが重要です。

試験以外の場においても、暴力行為、器物損壊、窃盗、性犯罪等の不正行為を行った者には厳しい刑事処分が科され、大学においても停学や退学等の厳しい懲戒処分が科されます。学生諸君は、常日頃から「ひとに対する思いやり」と「法令遵守の精神」を持ち、良識と責任ある行動を心がけるよう強く求めます。

(2) 防犯について

大学構内で、バイクや自転車あるいは金銭等の盗難が発生しています。所定の場所以外に駐車しておい

たバイクが盗難にあったなどのケースもありますので、自動車はもとより、バイクや自転車は所定の場所に駐車・駐輪するよう厳守してください。なお、自動車通学は4年次に研究室配属されるまで認められておりません。

また、防犯上、学内での携行品の管理、特に現金、貴重品の取扱いに十分気をつけてください。教室や研究室を退室の際、不用意に財布を机の上に置き忘れ、気が付いて戻ってみると無くなっていたなどの届け出がしばしばあります。なお紛失物は、川内北キャンパスの支援企画係、工学部教務課学生支援係、学科事務室に届いている場合もありますので確認してください。

また、夕方暗くなってから帰宅しようとしていた学生が、駐車場で後方から金槌状のもので頭部を殴打されるという傷害事件もありました。残念ながら、大学構内は必ずしも安全とは言えない状況です。盗難や事件にあわないよう、平常からくれぐれも注意してください。もし、不幸にしてそのような事態に遭遇したときは、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等、救護の措置を採り、速やかに所属学科事務室、又は警務員室（電話 022-795-5840）に連絡してください。

5. ハラスメント

(1) 社会としての大学

教育及び研究を目的とする大学は、学生、教員、職員によって形成される一つの社会です。この社会を構成する個人個人の人格は如何なる意味においても尊重されなければなりません。年齢・性別・国籍などによる差別的行為や、他人を精神的・肉体的に傷つける行為は決して許されるものであってはなりません。しかし、良識の府としての大学においても、外部からの不法な侵入者や構成員自身によって不幸な事態もたらされることも想定する必要があります。

(2) ハラスメントとは

本学のハラスメント防止対策が対象とするハラスメントとは、セクシャル・ハラスメントまたは教育研究ハラスメントに該当する人権侵害行為をいいます。

セクシャル・ハラスメント

他者を不快にさせる性的な言動による人権侵害行為

【行為の類型】

- 優越的な地位を利用した意に反する性的言動
- 就学・就労・教育・研究環境を損なう性的言動
- 不当な性差別的意識に基づいた言動 など

※ ある言動がセクシャル・ハラスメントにあたるかどうかは、それを行われた者の受け止め方によるものであって、その言動を行う者の感覚で判断されるものではありません。

教育研究ハラスメント

教育研究における優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為（いわゆるアカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントなどが対象となります。）

【行為の類型】

- 学習・研究活動妨害 ○卒業・進級妨害 ○選択権の侵害 ○研究成果の搾取
- 指導義務放棄・指導上の差別 ○不当な経済的負担の強制 ○精神的虐待
- 暴力 ○誹謗・中傷 ○不適切な環境下での指導の強制 ○権力濫用
- プライバシーの侵害 ○職場のパワーハラスメント など

(3) ハラスメントを受けたと思ったら

○あなたがハラスメントを受けたと思ったら

もしも、あなたがハラスメントを受けたと思ったら、勇気をもって自分の気持ちを相手に対してはっきりと意思表示しましょう。気持ちを相手に伝えることで、解決につながることもあります。

また、信頼できる人や相談窓口にご相談しましょう。本学では、学内・学外の相談窓口(学外はセクシャル・ハラスメント限定)を設置しています。相談員は、プライバシーを守り、あなたの意思に沿って、あなたと一緒に考えてくれます。相談したことであなたが不利になることはありません。我慢してひとりで悩んでいても問題は解決しません。勇気を出して行動することが解決の第一歩になります。

○自分の周りでハラスメントを受けている人がいたら

自分の周りで、ハラスメントを受けている人がいたら、親身に相談にのってあげましょう。

また、加害者への注意や相談窓口への同行など、積極的に協力してあげることも必要です。

あなたの周りに誰にも言えずひとりで悩んでいる被害者がいるかもしれません。あなたが気づいた場合は、決して傍観者にならずに被害者の力になってあげてください。

(参考) 人事企画部 HP にて

ハラスメント防止等規程・ガイドライン公開

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/>

(4) 相談窓口

本学では学内におけるハラスメントに対処するために相談にのっており、工学部では、次の相談窓口を設けています。相談内容の秘密は固く守られますので、できるだけ速やかに相談するようにしてください。相談したことで、あなたが不利になるようなことはありません。

氏名	連絡方法
教務課長	TEL : 022-795-5816
	手紙 : 〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6
	工学研究科・工学部等ハラスメント相談窓口 教務課長宛て(親展)
総務課総務係長	TEL : 022-795-5805
	手紙 : 〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6
	工学研究科・工学部等ハラスメント相談窓口 総務課総務係長宛て(親展)
教務課学生支援係長	TEL : 022-795-5822
	手紙 : 〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6
	工学研究科・工学部等ハラスメント相談窓口 教務課学生支援係長宛て(親展)

また、所属学科の学科長、クラス担任や学生生活委員等の身近な教員に相談しても構いません。

学内の相談窓口

- 全学相談窓口及び各部局相談窓口に、相談員を配置しています。
- 全学相談窓口及び各部局相談窓口の相談員は、下記ホームページに公開されていますので確認してください。

ホームページ「東北大学ハラスメント防止対策」 http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/harassment/new_harassment/top/top.htm

相談の窓口 ▶▶ 学内相談窓口

全学学生相談窓口

全学学生相談窓口は、川内北キャンパスにあります。窓口では、女性を含む専任の相談員が相談に応じます。

相談できる時間帯

月曜日～金曜日 9：30～17：00（休日を除く）

相談方法

- 相談を希望される場合は、事前に電話などで予約をとっていただくと確実です。
- 相談は面談のほか、電話その他の方法でも受け付けます。

TEL 022-795-7812（直通：留守番電話付）

FAX 022-795-3778（専用）

〒980-8576 仙台市青葉区川内41

学外の相談窓口

東北大学では、専門業者（ティーペック株式会社）に委託し、学外にも相談窓口を設置しており、電話又は電子メールによる相談を受け付けています。詳細は下記ホームページで確認してください。

ホームページ「東北大学ハラスメント防止対策」（URLは「学内の相談窓口」の説明を参照）

相談の窓口 ▶▶ 学外相談窓口

6. 施設利用案内

(1) 青葉山体育施設

体育館およびグラウンドは学生及び教職員の体育活動に使用することができます。使用する場合は、所定の使用願を使用日の3日前まで教務課学生支援係に提出して、その許可を受けてください。

東北大学青葉山体育施設（以下「体育館およびグラウンド」という。）の使用について

1. 体育館およびグラウンドは、次の各号の一に該当する場合に使用させるものとする。
 - (1) 東北大学の学生及び職員の体育活動
 - (2) その他工学部長が特に必要と認めたもの
2. 体育館およびグラウンドの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日，日曜日
 - (2) 国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは，その翌日）
 - (3) 夏季における工学研究科・工学部の休業期間
 - (4) 12月22日から翌年1月3日まで
 - (5) 前項の休館日は，変更することがある。
3. 体育館およびグラウンドの使用時間は，月曜日から金曜日までの午前10時から午後7時までとする。
 4. 前項の使用時間は，変更することがある。
 5. 体育館およびグラウンドを使用する者は，別に定めるところにより，工学部長に願い出てその許可を得なければならない。

東北大学工学部青葉山体育施設の使用許可手続について

1 一般使用

(1) 予約による許可の場合

- (ア) 一般の使用は工学部所定の様式により学科長又は専攻長の承認を受けて使用日の3日前までに申請すること。
- (イ) 申請は使用日の前月の初日から受け付ける。
- (ウ) 許可は原則，申請の先着順とするが，先着の判断が困難で他の利用者と重複する場合，協議の上優先順を定めることがある。
- (エ) 体育館の月曜から金曜までの午後0時から午後1時の時間帯については，特別の事情がある場合を除き，職員の使用を優先し，使用希望者間にて調整のうえ使用させることとする。
- (オ) グラウンドの月曜から金曜までの午後0時から午後1時までの時間帯については，学生および教職員へ開放するものとする。予約による許可使用を得た者の使用に支障のない範囲で，使用希望者間にて調整のうえ使用させることとする。ただしこの時間帯の備品の貸出等を行わない。

(2) 予約によらない許可による場合

青葉山地区の部局の学生及び職員は，予約の入っていない時間については，随時管理人に申請の上，許可を得た者が使用することができる。

ただし，予約による許可使用及び特別使用の許可を得た者の使用に支障がある場合にはその使用を認めない。

2 特別使用

(1) 学友会正加盟団体の使用

学友会正加盟団体の使用については，使用日の前々月の初日から申請を受け付けることができるものとする。ただし，使用責任者は工学部，工学研究科，情報科学研究科，環境科学研究科又は医工学研究科所属の者に限るものとする。

(2) その他の特別使用

次に掲げる使用については，特別使用として使用日の6箇月前の月の初日から申請を受け付け，優先的に使用を許可することがある。

- (ア) 工学研究科・工学部の全体行事及び各系学科の全体行事
- (イ) 工学研究科・工学部以外の青葉山地区の部局の全体行事又はこれに準ずる行事として，当該部局長から申請のあったもの

(ウ) 上記以外の部局の行事として当該部局長から申請のあったもの

(エ) その他工学部長が特別使用を認めたもの

(3) 休館日の使用

前項(2)に定める特別使用のうち、工学部長が特別に認める場合に限り、休館日の使用を許可することがある。

3 使用時間

前記1及び2(1)による使用は、体育館（フロアA、フロアB）とグラウンド（コートC～コートH）において、原則として1回につき3時間まで、1ヶ月につき5回まで（ただし体育館については最大2回まで）を限度とする。ただし、工学部長が特に認めた場合はこの限りではない。

4 使用許可の取り消し

前記1から3による申請で、すでに許可された申請であっても、工学部長がやむを得ない事情があると認めた申請がある場合は、該当する許可された申請を取り消し、他の新たな申請を特別に許可することがある。

5 使用許可の辞退

使用許可が承認された後に使用しないことになった場合には、他の使用の妨げとならないよう速やかに使用許可を辞退する旨申し出ること。

備考：

1 体育館について、月曜から金曜までの午後0時から午後1時30分までの時間帯は、当分の間、学生および教職員へ開放する。予約による使用許可及び特別使用の許可を得た者の使用に支障のない範囲で、使用希望者間にて調整のうえ使用すること。ただしこの時間帯の備品の貸出等は行わない。

2 グラウンドについて、月曜から金曜までの午前8時30分から午前10時までの時間帯は、当分の間、学生および教職員へ開放する。予約による使用許可及び特別使用の許可を得た者の使用に支障のない範囲で、使用希望者間にて調整のうえ使用すること。ただしこの時間帯の備品の貸出等は行わない。

3 使用申請窓口

工学部・工学研究科教務課学生支援係（電話 022-795-5822、内線 4624）

青葉山体育施設管理人室（電話 022-795-7995）

工学部青葉山体育館使用心得

1 体育館を使用するときは、体育館管理人室に使用許可書を提出し、使用者名簿に所定の事項を記入すること。但し、使用手続要領1の(2)の規定にもとづく使用の場合には使用許可書の提出を要しない。

2 許可された目的および時間以外は使用しないこと。

3 館内では、屋内専用の運動靴又はスリッパを使用し、土足で入らないこと。

4 使用の許可を受けていない設備・備品は使用しないこと。なお、設備・備品を使用した後は、元の保管場所に収納すること。

5 設備・備品を破損又は滅失したときは、管理人室・教務課又は警務員室に申し出ること。

6 使用者は、使用後に館内を清掃し、ゴミ類は持ち帰ること。

7 館内では、所定の場所（ロビー自動販売機周辺）以外では飲食はしないこと。

- 8 館内に危険物等を持ち込まないこと。
- 9 掲示板以外に貼紙を貼らないこと。
- 10 駐車場はありません。
- 11 そのほか、使用については管理人の指示に従うこと。

工学部青葉山グラウンド使用心得

- 1 グラウンドを使用するときは、体育館管理人室に使用許可書を提出し、使用者名簿に所定の事項を記入すること。但し、使用手続要領1の(2)の規定にもとづく使用の場合には使用許可書の提出を要しない。
- 2 許可された目的および時間以外は使用しないこと。
- 3 シューズについた泥はよく落とし、グラウンド内に泥土を持ち込まないこと。
- 4 グラウンド内での飲食は禁止する。
- 5 サッカーゴール、ベンチ等重い物の移動設置にあたっては、人工芝を傷つけないよう注意し、長時間の集中荷重は避けること。
- 6 人工芝表面は除雪作業に適さないため、原則として、降雪のあった場合はグラウンドを使用しないものとする。
- 7 使用終了時にグラウンド表面を確認し、充填剤の不陸が発生した場合には管理人へ連絡のうえ補充等を行い、原状復帰して使用を完了すること。また、ゴミ等は各自持ちかえること。
- 8 そのほか、使用については管理人の指示に従うこと。

(2) 青葉山会館の使用

青葉山会館は、工学部・工学研究科教職員の懇談、会合に使用するものですが、学生も教職員に準じて使用することができることになっています。

同会館を使用する場合は、所定の使用申込書を使用日の1週間前まで教務課学生支援係に提出して、その許可を受けなければなりません。なお、会館の使用に関しては、次の「東北大学工学部青葉山会館の使用について」を必ず守ってください。

東北大学工学部青葉山会館の使用について

1. 会館は、東北大学工学部、大学院工学研究科、大学院環境科学研究科、大学院医工学研究科、未来科学技術共同研究センター（以下「大学院工学研究科等」という。）の職員及び学生（研究員、研究生及び科目等履修生を含む。以下同じ。）の福利厚生施設として使用するものとする。
2. 会館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
 - (4) その他学部長が必要と認めた日
3. 会館を使用しようとする場合は、使用しようとする日の前日までに、職員は施設管理室施設管理係を、学生は教務課学生支援係を経由し、所定の使用申込書を東北大学工学部長・工学研究科長（以下「工学部長・研究科長」という。）に提出しなければならない。
4. (1) 工学部長・研究科長は、前条の申請を適当と認めたときは、必要な条件を付して許可するものとする。

- (2) 工学部長・研究科長は、使用を許可したときは、使用許可書を交付する。
5. 会館の使用時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする。
6. 使用者は、会館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

(3) 駐車規制

- ① 川内北キャンパスでの駐車規制は次のとおりです。
- 自家用車による通学は原則として認めない。
 - 身体障害、疾病等の理由により自動車を利用することが必要である者に対しては、願い出により許可することがある。
 - 自転車等で通学する者は、所定の駐輪場に駐輪し、盗難防止のため、必ず施錠すること。
- ② 工学部構内（工学部キャンパス）での駐車場の使用については、各学科事務室の指示に従ってください。

7 その他

(1) 学生旅客運賃割引証（学割）

学割は、旅客鉄道会社（JR）が、学生の勉学を容易にするために与える特典であり、使用に当たっては不正行為のないよう注意してください。

- 交付希望者は、学生証を用い、証明書自動発行機で手続きをしてください。
- 1回の操作での発行枚数は2枚が限度です。3枚以上必要とする場合は操作を2回以上行ってください。
- 学割の有効期間は3ヶ月以内です。

なお、証明書自動発行機での発行枚数の上限設定は年度間1人20枚までとなっています。上限設定を超えて使用したい場合は教務課学生支援係で追加の申し込みをしてください。

(2) 通学証明書

JR やバス・地下鉄の定期券、学都仙台市バス・地下鉄フリーパス購入に必要な通学証明書の発行は、教務課学生支援係で行っています。希望者は学生証を提示の上、手続きを行ってください。

(3) 就職について

本学部を卒業見込みの就職希望者への就職相談及び職業紹介業務は、各学科が行います。

(4) 工学研究科・工学部意見箱

工学研究科・工学部では、学生の皆さんから意見を聞くために意見箱を設けました。意見・要望と改善に向けた提案がありましたら、下記 URL または工学部中央棟1階の意見箱から投稿してください。

<http://www.eng.tohoku.ac.jp/v-student/common/comment.html>

なお、意見・要望に対する回答は、下記 URL と、工学部中央棟1階の専用掲示板にて公開しています。

<http://www.eng.tohoku.ac.jp/v-student/common/response.html>

8 東北大学工明会・青葉工業会

(1) 工明会

工明会は、別記の会則のとおり工学部，工学研究科，情報科学研究科，環境科学研究科及び医工学研究科に学ぶ学生諸君と特別会員からなり，その相互親睦と生活の向上を図ることを目的として組織されています。

工明会には，総務，運動の2部があり，大運動会などは，恒例の催しものとして，全学によく知られているところです。伝統を生かし，これを更に充実させるとともに，清新の企画を加えることにも新入会員の果たすべき活動の場があります。

工明会は，諸君の充実した学生生活のために大いに活用されることを望んでいます。

活動資金につきましては，青葉工業会が全面的に援助しております。

東北大学工明会会則

昭和60年6月25日制定
平成29年5月10日最新改正

(名称)

第1条 本会は、東北大学工明会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦及び学園生活の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、青葉工業会からの交付金を得て、次の事業を行うものとする。

- (1) 新入生歓迎会の開催
- (2) 運動会及び体育大会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本会は、次の表に掲げる会員をもって組織する。

種 別	該 当 者
学 生 会 員	(1) 工学部学生 (2) 大学院工学研究科学生 (3) 大学院情報科学研究科学生 (4) 大学院環境科学研究科学生 (5) 大学院医工学研究科学生 (6) 工学部、大学院工学研究科、大学院情報科学研究科、大学院環境科学研究科及び大学院医工学研究科に在籍する研究生及び科目等履修生
教 員 会 員	(1) 大学院工学研究科の専任の教員 (2) 大学院情報科学研究科の専任の教員 (3) 大学院環境科学研究科の専任の教員 (4) 大学院医工学研究科の専任の教員 (5) 大学院工学研究科、大学院情報科学研究科、大学院環境科学研究科及び大学院医工学研究科を組織する研究所等の部門等に所属する専任の教員
賛 助 会 員	(1) 工学部等（附属図書館工学分館を含む。）所属の職員（教員を除く。） (2) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望し、入会を認められた者

(役員)

第5条 本会に、次の表に掲げる役員を置く。

種 別	員 数	所 掌 事 項	選 出 等 の 方 法
会 長	1人	本会を代表し、本会の会務を総理する。	工学研究科長（工学部長）をもってあてる。
副会長	若干人	会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。	教員会員のうちから、会長が委嘱する。
顧 問	若干人	本会の運営に関し、会長の諮問に応ずるとともに事業の実施に関し、助言等を行う。	教員会員のうちから、会長が委嘱する。
理 事	若干人	本会の運営に参画する。	別記1の専攻等から推薦された教員会員及び工学部・工学研究科事務部長をもってあて、会長が委嘱する。
参 与	若干人	本会の事業の実施その他運営に関し、援助、協力等を行う。	工学部・工学研究科事務部所属の係長（附属図書館工学分館の係長を含む。）以上の事務職員（工学部・工学研究科事務部長を除く。）及び青葉工業会の職員をもってあて、分担を定めて、会長が委嘱する。

2 役員（役職指定によりあてられる役員を除く。以下同じ。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の役員は、再任されることができる。

（理事会）

第6条 本会に、本会の議決機関として、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、顧問及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画

(2) 会則の改正

(3) その他本会の運営に関する重要事項

4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の改正は、出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（顧問・部長会）

第7条 本会に、次の各号に掲げる事項を検討するため、顧問・部長会を置く。

(1) 理事会に附議する事業計画等の立案

(2) 事業実施にかかる重要事項

(3) その他会長から諮問された事項

2 顧問・部長会は、顧問及び会長の指定した役員並びに第8条第2項に定める各部の部長及び副部長をもって構成する。

3 顧問・部長会は、会長があらかじめ指定した総務部顧問が招集し、議長となる。

（各 部）

第8条 本会の事業を実施する機関として、本会に、次の表に掲げる部（以下「各部」という。）を置く。

種 別	所 掌 事 業 ・ 事 項
総 務 部	本会の事業実施にかかる総括的企画，連絡，調整等に関する事項。 運動会の運営に関すること。
運 動 部	運動会及び体育大会の開催，おもにその競技運営に関すること。

2 各部に、次の表に掲げるとおり、部長、副部長及び学部学生部員並びに大学院学生部員（以下「部長等」という。）を置き、学生会員をもってあてる。

種 別	員 数	任 務	選 出 方 法
部 長	1人	当該部を代表し、当該部の所掌事業・事項を掌理する。	当該部に属する工学部4年生の部員の互選によって選出する。
副部長	1人	当該部の部長を補佐し、部長に事故があるときは、部長の任務を代行する。	当該部に属する工学部3年生の部員の互選によって選出する。
部 員	若干人	当該部の所掌事業・事項を処理する。	別記2に定めるところにより選出する。
学生参与	若干人	本会の事業の円滑な実施のため、その経験により適宜助言指導を行う。	必要に応じ、顧問が委嘱する。

3 部長、副部長及び学部学生部員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし再任を妨げないものとする。

ただし、補欠の部長、副部長及び部員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 大学院学生部員の任期は、4月1日から当該年度の運動会終了までの期間とする。

(部長会等、実行委員会)

第9条 各部の所掌事業・事項を円滑に実施するための協議機関として、次の表に掲げるとおり、部長会、全部員及び各部部員会（以下「部長会等」という。）を置く。

種 別	構 成	運 営 方 法
部 長 会	各部の部長及び副部長	総務部長が必要に応じ招集し、総務部長が議長となる。
全 部 員 会	各部の部長、副部長及び部員	総務部長が必要に応じ招集し、総務部長が議長となる。
各部部員会	当該部の部長、副部長及び部員	当該部の部長が必要に応じ招集し、当該部の部長が議長となる。

2 部長会等の運営に関する細目は、部長会が定める。

3 当該部のみで所掌事業・事項の実施が困難な場合には、実行委員会を結成して実施することができる。

4 実行委員会の設置、組織及び運営方法については、部長会の協議により決定する。

5 部長会等及び実行委員会には、顧問、参与その他の役員が出席し、助言等を行うことができる。

(雑 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和60年7月1日から施行する。

2 東北大学工明会会則（大正8年9月27日制定）は、廃止する。

3 この会則施行の際、現に、廃止前の東北大学工明会会則（大正8年9月27日制定）に基づく会員及び役

員に関する経過措置は、会長が別に定める。

附 則（平成9年6月4日改正）

この会則は、平成9年6月4日から施行し、改正後の第4条、第5条（別記1大学院情報科学研究科の項を除く。）及び第8条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年5月6日改正）

この会則は、平成10年5月6日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成15年5月7日改正）

この会則は、平成15年5月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月6日改正）

1 この会則は、平成16年5月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 別記2の改正は、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成17年5月11日改正）

この会則は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月25日改正）

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日改正）

この会則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則（平成24年5月9日改正）

この会則は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月8日改正）

この会則は、平成25年5月8日から施行する。

附 則（平成27年5月13日改正）

この会則は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月11日改正）

この会則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月10日改正）

この会則は、平成29年5月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別記1 理事選出の専攻等

専攻	名 等
大学院工学研究科	機械機能創成専攻 ファインメカニクス専攻 ロボティクス専攻 航空宇宙工学専攻 量子エネルギー工学専攻 電気エネルギーシステム専攻 通信工学専攻 電子工学専攻 応用物理学専攻 応用化学専攻 化学工学専攻 バイオ工学専攻 金属フロンティア工学専攻 知能デバイス材料学専攻 材料システム工学専攻 土木工学専攻 都市・建築学専攻 技術社会システム専攻
大学院情報科学研究科	情報基礎科学専攻 システム情報科学専攻 人間社会情報科学専攻 応用情報科学専攻
大学院環境科学研究科	先進社会環境学専攻 先端環境創成学専攻 地球環境学コース 先端環境創成学専攻 応用環境学コース 先端環境創成学専攻 文化環境学コース
大学院医工学研究科	医工学専攻
金属材料研究所の工学研究科を組織する部門等	
流体科学研究所	
電気通信研究所	
多元物質科学研究所の工学研究科を組織する部門等	

別記2

(1) 学部学生部員の学科等・学年別員数

学 科 名 等	4 年 生	3 年 生
機 械 知 能 ・ 航 空 工 学 科	2 人	2 人
電 気 情 報 物 理 工 学 科 情 報 知 能 シ ス テ ム 総 合 学 科	2 人	2 人
化 学 ・ バ イ オ 工 学 科	1 人	1 人
材 料 科 学 総 合 学 科	1 人	1 人
建 築 ・ 社 会 環 境 工 学 科	1 人	1 人

※ 学部2年生においては、各クラス代表が、工明会行事の諸連絡のため適宜諸会議へ出席する。

(2) 大学院学生部員選出の専攻及び運動部への分属

専 攻 等 名	摘 要
大学院工学研究科 機械機能創成専攻／機械システムデザイン工学専攻 ファインメカニクス専攻／ナノメカニクス工学専攻 ロボティクス専攻／バイオロボティクス専攻 航空宇宙工学専攻 量子エネルギー工学専攻 電気エネルギーシステム専攻 通信工学専攻 電子工学専攻 応用物理学専攻 応用化学専攻 化学工学専攻 バイオ工学専攻 金属フロンティア工学専攻 知能デバイス材料学専攻 材料システム工学専攻 土木工学専攻 都市・建築学専攻 技術社会システム専攻	左記の各専攻から部員各1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。
大学院情報科学研究科 情報基礎科学専攻 システム情報科学専攻 人間社会情報科学専攻 応用情報科学専攻	左記の各専攻から部員各1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。
大学院環境科学研究科 先進社会環境学専攻 先端環境創成学専攻 地球環境学コース 先端環境創成学専攻 応用環境学コース 先端環境創成学専攻 文化環境学コース	先進社会環境学専攻，先端環境創成学専攻各コースから部員各1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。
大学院医工学研究科 医工学専攻	左記の専攻から部員1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。

(2) 青葉工業会

工学部には、創立日なお浅いころから、工明会という学部全体の職員学生を包含する会がありました。運動・娯楽・雑誌の三部が設けられ、運動部はその基金を元資として工学部専有のトラックをつくり、娯楽部は工明会集会所を拠点として親睦の実をあげ、雑誌部は「工明会誌」を学部創立の年から毎年1号ずつ刊行して論説を消息に、卒業生・在學生・教員をつらぬくあたたかい共同の場を用意してきました。

その後、学制改革による仙台工業専門学校（SKK）の包摂に伴い、同校同窓会と工明会との関係が、各学科ごとに種々の新しい状況を展開してきました。多少の紆余曲折はありましたが、結局同じ仙台的地に工学を学び、同じ新制東北大学工学部に包括され、明治以来格別の因縁ある両校のよしみにおいて、合同の同窓会が設立されることになりました。昭和31年12月1日、東北大学講堂に於いて、北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・九州等各地区代表及び在仙有志250余名が出席し創立総会が開催され、会の名を「青葉工業会」として発足しました。

現在、5万余の会員を擁する本会の事業活動は、本部及び全国各地の17支部・14分会がそれぞれ特色ある事業活動を実施しておりますが、卒業後も各地区の支部及び分会に所属して、同窓会活動に参画することができます。

本部は青葉記念会館にあり、実施している主な事業は、「会報」「ニュース」の発行、「写真コンテスト」「先輩が後輩にかたる特別講演会」の開催、「支部活動」の援助、4年毎の「会員名簿」の発行、クラス会・同期会開催支援等の事業を展開しております。

また、在學生のための「各種活動資金」の援助、工明会活動の共催及び全面的資金援助も行っております。

青葉工業会会則

第1章 総則

第1条 本会は青葉工業会という。

第2条 本会は事務所を、仙台市青葉区荒巻字青葉6-6（東北大学大学院工学研究科内）に置く。

第3条 本会は、会員の親睦を図り、もって我が国工業の進歩発展に寄与し、併せて後進の誘益に務めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報、ニュース及び会員名簿の発行
- (2) 工業に関する情報・資料の収集、調査研究及び図書刊行
- (3) 講演会、談話会及びその他の集会の開催
- (4) 会員互助の事業及び東北大学工学部に対する援助事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は、別に定めるところにより支部を置くことができる。

第6条 本会の目的を達成するため、特別の機関を置くことができる。

第2章 会 員

第7条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 (2) 特別会員 (3) 名誉会員 (4) 賛助会員 (5) 学生会員

第8条 正会員は、次に掲げる学校を卒業又は修了した者及び現教員並びに理事会で承認した者とする。

- (1) 仙台高等工業学校
(2) 東北帝国大学工学専門部
(3) 東北帝国大学工学部
(4) 仙台工業専門学校（附設工業教員養成所を含む）
(5) 東北大学工学部
(6) 東北大学大学院工学研究科
(7) 東北大学工業教員養成所

第9条 特別会員は、前条に掲げる学校の旧教員（教官）及び理事会で承認した者とする。

2. 名誉会員は、前条に掲げる学校の学部長又は学校長の職にあった者並びに本会に功労顕著な者で理事会で承認した者とする。
3. 賛助会員は、本会の目的に賛成し多大の援助をした法人又は個人で理事会で承認した者とする。
4. 学生会員は、工学部及び工学研究科に在籍する者とする。

第3章 役員等

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
(2) 副会長 若干名
(3) 理 事 若干名
(4) 監 事 2 名

第11条 会長は、東北大学工学部長をもってあてる。

2. 副会長は、正会員及び特別会員の中から総会において選出する。
3. 会長、副会長、地区支部長は理事とし、他の理事は別に定めるところにより選出する。
4. 監事は、正会員及び特別会員の中から総会において選出する。
5. 副会長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
6. 役員に欠員が生じた場合は常任理事会において選出する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第12条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 理事は、会務を処理する。
4. 監事は、会計を監査する。

第13条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会に功労顕著な会員の中から理事会において選出する。
3. 顧問は、会長の求めに応じ理事会等に出席して意見を述べるができる。

第14条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には事務局長および職員若干名を置く。
3. 事務局職員は会長が任免する。
4. 職員は有給とする。

第4章 会議

第15条 本会の会議は総会、理事会、常任理事会、常務会及び委員会とする。

第16条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、定時総会と臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎事業年度終了後2月以内に招集する。
3. 臨時総会は、次の事由があつて定時総会の開催を待つことができない場合に招集する。

(1) 理事会で必要と認めたとき

(2) 正会員及び特別会員100名以上から会議の目的たる事項を示して総会開催の請求があつたとき

第17条 総会の招集は、2週間前までに議案、日時、場所を示して会員に通知しなければならない。

2. 総会の議長は、会長をもってあてる。

第18条 総会は次のことを決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (2) 運営方針及び諸規程の制定改廃
- (3) 財産の管理及び処分
- (4) 副会長、理事及び監事の選出
- (5) その他本会の目的達成に必要な重要事項

第19条 総会は、会員100名以上が出席しなければ議事を開き決議することができない。ただし、総会に出席できない会員は、書面により出席会員に委任して表決権を行使することができる。この場合出席したものとみなす。

第20条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第21条 理事会は、会長が召集し、会務の執行に関する重要事項を審議する。

2. 理事会は、委任状を含めて、2分の1以上の出席がなければ審議することができない。

第22条 仙台地区に在住する理事は常任理事となり、常任理事会を構成する。

2. 常任理事会は、会長が議長となり、総会、理事会の議題整理などを行う。

第23条 常任理事の中から、庶務、会計、編集を担当する各3名以内の常務理事を会長が委嘱する。

2. 会長、仙台地区に在住する副会長及び常務理事をもって常務会を構成し、日常業務について協議する。

第24条 常務理事の業務を助けるために委員会を置くことができる。

2. 委員は、常務理事の推薦により、会長が委嘱する。

第5章 会計

第25条 会費については、別に定める。

第26条 本会の経費は、次の収入をあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

第27条 本会の次のものは、基本財産とし、その運用は総会の決議による。

- (1) 総会の決議により編入したもの

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日をもって終るものとする。

第6章 帳簿

第29条 本会に、次の帳簿を整備し、会員は閲覧することができる。

- (1) 会計簿
- (2) 議事録
- (3) 会員名簿

第7章 会則変更

第30条 本会則の変更は、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

第31条 本会解散の決議をするには、総会で出席会員の5分の4以上の同意を得なければならない。

第32条 本会解散の場合における残余財産の処分は、総会の決議により定める。

附 則

本会則は、昭和31年12月1日より施行する。

本会則は、昭和38年4月1日より施行する。

本会則は、昭和46年6月1日より施行する。

本会則は、昭和49年6月1日より施行する。

本会則は、昭和52年5月20日より施行する。

本会則は、昭和53年4月1日より施行する。

本会則は、昭和61年4月1日より施行する。

本会則は、平成17年5月22日より施行する。

青葉工業会正会員会費及び学生会員会費規程

第1条 本規程は、青葉工業会会則第25条により、これを定める。

第2条 正会員は、毎月4月会費として3,000円を納入するものとし、2年以上の会費をまとめて前納することができる。

第3条 正会員は終身会費を納入することができる。

終身会費は150,000円－〔3,000円×正会員会費納入年数〕とする。

第4条 学生会員は大学入学時、下記の学生会員会費を納入するものとする。

区 分	納入する会費の額	納入会費の内訳
工学部学生	18,000円	学生会員会費4年分12,000円及び その後の2年間の会費6,000円 合計18,000円
工学部3年次への転入学学生	12,000円	学生会員会費2年分6,000円及び その後の2年間の会費6,000円 合計12,000円
工学部卒業以外の工学研究科 前期2年の課程への入学学生	6,000円	学生会員会費2年分6,000円 合計6,000円

第5条 正会員の資格を有する学生会員が納入した学生会員会費は、〔学生会員会費納入額／3,000円〕の計算により、正会員会費納入年数に加算するものとする。

第6条 納入された会費は返還しない。

(平成20年4月1日より施行)

青葉工業会地区支部通則

第1条 本通則は、青葉工業会会則第5条により、これを定める。

第2条 本会に、次の地区支部を置く。

北海道 地区支部

東北 地区支部（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島）

関東 地区支部（茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨）

北陸 地区支部（新潟，富山，石川，福井）

中部 地区支部（長野，岐阜，静岡，愛知）

近畿 地区支部（三重，滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山）

中国四国地区支部（鳥取，島根，岡山，広島，徳島，香川，愛媛，高知）

九州 地区支部（山口，福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄）

2. 各地区支部には、更に下部組織として、府県別又は小地域別支部等をおくことができる。

第3条 地区支部には、地区支部長1名，幹事若干名を置く。その他必要な役員をおくことができる。

第4条 地区支部長は、本会の理事を兼ね、その地区支部を代表し、支部の事務を統轄する。

第5条 地区支部の運営に関する重要事項は、地区支部総会で定める。

第6条 地区支部長は、事業計画，事業報告，予算，決算及び役員の変更を、定期的に会長に報告するものとする。

第7条 支部及び分会には、当分の間、本会より補助金を交付する。

補助金について

1. 支部又は分会より会費一括納入のいずれの場合も

分会へ 1人 150円

支部へ 1人 200円とする。

2. 本部宛個人納入の場合

支部へ 1人 100円とする。

3. 会費前納及び終身会費納入の場合

該当する分会又は支部へ

前項の1又は2の金額×納入額／3,000円とする。

（平成20年4月1日より施行）